

事 務 連 絡

平成 30 年 10 月 1 日

関 係 者 各 位

鹿屋市健康保険課長

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任制度への参加について（お知らせ）

標記の件について、本市は「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任制度」に、**平成 31 年 1 月 1 日**から参加することといたしました。

本制度は、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者が療養費を受け取る取扱いです。

受領委任制度を利用するためには、施術者と地方厚生（支）局長及び都道府県知事が受領委任の契約を締結する必要があるため、**平成 31 年 1 月 1 日から受領委任を希望される施術者は、平成 30 年 10 月 30 日までに地方厚生（支）局へ申請書を提出してください**（具体的な手続については、管轄の地方厚生（支）局ウェブページを御参照ください。）。

なお、これに伴い、平成 31 年 1 月 1 日から、これまで本市で取り扱っていた、国民健康保険被保険者に代わり、施術所等が療養費を受領する「代理受領」が出来なくなりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

(問合せ先)

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号

鹿屋市役所 保健福祉部 健康保険課

TEL : 0994-31-1162 (直通)